

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年12月27日

水 曜 日

第 4297 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 1
- 富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 5

告 示

富山県告示第498号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|-------------|----------------|-----------------------|------------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| 一番町薬局 | 富山市一番町4番17号 | 精神通院医療 | | 平成29年11月1日 |

富山県告示第499号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表につ

いて

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 29 年富山県告示第 305 号）を次のように変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

平成 29 年 12 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、富山湾の特徴を生かした定置網漁業を中心とした沿岸漁業、いかつり、かにかご漁業等の沖合漁業及びまぐろはえなわ漁業等の遠洋漁業が営まれており、かまぼこの製造等水産加工業も盛んである。

水産業は、本県の均衡ある発展の上で極めて重要な産業であり、今後の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県の主たる海域である富山湾では、対馬暖流と日本海固有水の存在により、水産資源の豊富な好漁場が形成されている。我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、一部の魚種では資源状態の悪化が懸念されており、水産業の健全な発展と水産物の安全供給を確保するためには、適切な管理措置により資源を回復し、持続的に利用していくことが求められる。

(3) このようなことから、県としては、従来からつくり育てる漁業の推進や資源管理型漁業の定着、促進等海洋生物資源を保存し、及び管理するための種々の措置を講じてきたところであり、この結果、地先の海洋生物資源を主体として徐々にその保存及び管理が図られるようになってきているが、今後とも、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された都道府県別の漁獲可能量について、適切な措置を講ずることとする。

- (4) まず、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等への助言、指導、採捕数量の公表等の措置を講ずるため、他県の入漁船を含めた第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、本県に定められた漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、当該資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細に情報を収集し、及び解析し、科学的な知見を得ていく必要がある。このため、県水産研究所を中心として、国、関係県等と連携をとりながら、資源調査体制の充実強化を図ることとする。これらの資源調査によって得られた知見等により、必要に応じて漁業管理のための措置を充実強化することとする。
- (6) 特定海洋生物資源の適切な保存と管理を図るため、協定制度の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進するほか、特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の合理的、永続的な利用を図るため、引き続き資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 本県における漁獲可能量に関する措置を実施するに当たっては、他県の入漁者の採捕実績にも配慮しながら行うものとする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
- (1) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成29年 1 月から平成29年12月まで 若干

【まいわし】

平成29年 1 月から平成29年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成29年 7 月から平成30年 6 月まで 若干

【するめいか】

平成29年 4 月から平成30年 3 月まで 若干

【ずわいがに】

平成29年7月から平成30年6月まで 42トン

- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成30年1月から平成30年12月まで 若干

【まいわし】

平成30年1月から平成30年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成30年7月から平成31年6月まで (注)

【するめいか】

平成30年4月から平成31年3月まで (注)

【ずわいがに】

平成30年7月から平成31年6月まで (注)

(注) 平成30年のまさば及びごまさば、するめいか、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【まいわし】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業

規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

定置漁業及び八そう張網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、免許統数及び許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業及びごち網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、小型機船底びき網漁業、ごち網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、当年の漁獲実績が配分量を超えないよう留意するものとする。

4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、海洋生物資源の漁獲情報を的確に把握するとともに、海洋生物資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型個体及び産卵個体の保護等に向けた取組を進めることとする。

~~~~~  
公 告  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

上北島ショッピングセンター 高岡市上北島33番1 ほか37筆

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル ほか1

3 店舗において小売業を行う者 株式会社しまむら ほか2

4 新設の日 平成30年7月1日

5 店舗面積の合計 2,901㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 114台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側ほか 48台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟建物北側ほか 164㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟建物北側ほか 34.92m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び午後10時 ほか

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 敷地南側ほか

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間 ほか

8 届出の日 平成29年12月15日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成29年12月27日から平成30年4月27日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項

の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング上北島店 高岡市上北島76番1 ほか14筆

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショッピング

4 新設の日 平成30年7月1日

5 店舗面積の合計 2,100㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 76台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側ほか 62台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 30㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北側 24.4㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 敷地南側ほか
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前4時～午後6時

8 届出の日 平成29年12月15日

- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成29年12月27日から平成30年4月27日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由